

相隣関係 宅建 H11-02-1 《#746》

【問】 正誤をつけよ。

土地の所有者は、隣地との境界近くで建物を築造し、又は修繕する場合でも、隣人自身の承諾を得たときを除き、隣地に立ち入ることはできない。

【答え】 誤り

《ポイント》 隣地の使用請求【★基礎必須】

土地の所有者は、**境界又はその付近**において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、**隣地の使用を請求**することができる。ただし、**隣人の承諾**がなければ、その**住家に立ち入る**ことはできない。（民法 209 条 1 項）

⇒ **隣地の使用を請求するには、隣人の承諾は不要**